

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律 解説資料（Q & A形式）

【総論】

Q 1 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律が制定された趣旨はどのようなものですか。

「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号。以下「本法」といいます。）」は、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいいます。以下同じ。）による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法（平成12年法律第61号）とあいまって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的とするものです。

すなわち、本法は、現行の我が国の法体系の中で許される限り、最大限実効的なものとするため、消費者契約に当たらない寄附も含めた社会的に許容し難い悪質な寄附の勧誘行為を禁止し、これに対する勧告、命令等の行政措置を導入するとともに、不当な勧誘行為を受け、困惑した中で行われた意思表示には瑕疵があることから、取消しを認めます。さらに、寄附の勧誘に当たっての配慮義務を定めることで、これに反するような不当な寄附の勧誘が行われた場合には、勧告等の行政措置の対象になり得るものとするとともに、民法（明治29年法律第89号）上の不法行為の認定及びそれに基づく損害賠償請求の容易化に資するものとしています。

本法と「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（令和4年法律第99号）」によって、これまで救済できなかった寄附の不当な勧誘による被害を救済し、将来に向けての被害の防止を図るものです。

Q 2 この法律は、信教の自由等を妨げるものではないですか。また、NPO法人等に対する寄附文化の醸成を抑制するものではないですか。

本法では、社会において寄附が果たす役割の重要性の留意と学問の自由、信教の自由、政治活動の自由への十分な配慮が必要である旨を規定

しており、その運用に当たってはこの規定も踏まえて行うこととなります。

また、本法の配慮義務及び禁止規定は、社会通念上、不当な勧誘行為と考えられるものに限っており、NPO法人等の通常の寄附の勧誘に支障が生じることはなく、寄附文化の醸成に対する不当な抑制につながるものではありません。むしろ、法人等による不当な寄附の勧誘行為が防止されることによって、寄附への理解及び寄附の勧誘への安心感が高まることにもつながるものと考えられます。

Q 3 国会審議に際し、衆議院において修正が行われていますが、どのような内容ですか。

衆議院において、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案」に対し、①法人等が寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務について「配慮しなければならない」とあるのを「十分に配慮しなければならない」と改めること、②法人等が配慮義務を遵守しない場合について勧告、公表等を可能とすること、③本法の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるまでの期間を本法の施行後「3年を目途」とあるのを「2年を目途」と改めることなどを内容とする修正(※)が行われています。

(※) 具体的には、衆議院消費者問題に関する特別委員会において、上記の①から③までを主な内容とする「宮崎政久議員外4名提出法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案に対する修正案」が可決されています。

Q 4 寄附の勧誘を個人が行う場合であっても、法人等による勧誘と評価され本法の規制の対象となるのはどういう場合ですか。

寄附の勧誘をしている者が個人であっても法人等の行為と評価される場合には、本法の規制の対象となります。具体的には、法人等の代表者、役員又は使用人が行った勧誘行為は法人等が行ったものと認められます。また、宗教法人との間で委任や雇用関係がない信者が当該宗教法人への寄附の勧誘を行った場合においても、当該宗教法人と当該信者間の明示又は黙示の契約の有無などを踏まえて使用人と同等程度の法人等との関係性がある場合には、法人等の行為と評価することができ、本法の規制の対象となると考えられます。

なお、本法の規制の対象となる法人等には、上記のQ1の解説のとおり、法人に加え、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものも含まれます。また、本法の規制の対象となる寄附には、個人

の法人等に対する贈与契約として締結される場合に加え、個人が法人等に対し当該法人等以外の第三者に無償で当該個人の財産に関する権利を移転することを委託することを内容とする契約として締結される場合も含まれます。

Q 5 個人に対する寄附も本法の規制の対象とすべきではないでしょうか。

外形的には個人に対する寄附であっても、上記のQ 4の解説のとおり、個人による寄附の勧誘が法人等の行為と評価される場合には、本法の規制の対象となります。他方、法人等による寄附の勧誘と評価されない純粋な個人間における寄附については、民法等の規定に委ねられることとなります。

【配慮義務】

Q 6 配慮義務の規定が設けられた趣旨はどういうものですか。

配慮義務については、寄附の勧誘によってもたらされる結果としての個人の状態等に着目したものです。例えば、法人等が寄附の勧誘を行うに当たっては、個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態等をもたらさないようにすべきという規範を示すものであり、こうした結果をもたらす行為をより幅広く捉えることを可能としています。なお、配慮義務に反するような不当な寄附の勧誘が行われた場合には、民法上の不法行為の認定及びそれに基づく損害賠償請求を容易にするものと考えられます。

また、衆議院における修正によって、寄附の勧誘を行う法人等に対し、勧誘を受ける個人等に十分に配慮することを求めるとともに、配慮義務に違反する法人等に対する勧告を可能とされました。この修正によって、本法の実効性の一層の向上が図られています。

Q 7 配慮義務に違反してされた寄附を勧告によって返金させることはできますか。

勧告の内容は、個別の事案に応じて判断されますが、一般論としては、民事不介入の原則があることから、個別の返金の実施を勧告することは困難です。他方、例えば、法人等に対して返金の相談に真摯に対応するようにといった勧告をすることは考えられます。

【寄附の勧誘に関する禁止行為／取消し】

Q 8 「寄附の勧誘をするに際し」という要件はどのような場合を対象とするのでしょうか。

「寄附の勧誘をするに際し」とは、法人等が個人に寄附の話を持ちかけるなどして接触してから（個人が数日、場合によっては数か月考えた後に）その個人が実際に当該寄附を行うまでの間に、という趣旨です。

なお、入信前後から寄附に至るまでが一連の寄附の勧誘であると判断できる場合は「寄附の勧誘をするに際し」に該当すると考えられます。

Q 9 入信前後から寄附に至るまでが一連の寄附の勧誘であると判断されるのはどういう場合でしょうか。

一連の寄附の勧誘と判断できる場合としては、例えば、入信当初に身内の不幸等を告げて不安をあおり、教義と称して、そのような不安に乗じて身内の更なる不幸等の不利益を回避する手段が寄附であると教え込むことで困惑させるような場合が該当し得ると考えられます。

また、一連の勧誘行為と判断できない場合であっても、入信時に抱かされた不安が継続している場合に法人等がこれに乗じて寄附の勧誘をすれば、「不安を抱いていることに乗じて」の要件を満たすことから、禁止行為や取消しの対象となり得ると考えられます。

Q10 「困惑」とはどういう意味ですか。

「困惑」とは、困り戸惑い、どうしてよいか分からなくなるような、精神的に自由な判断ができない状況を言います。畏怖（おそれおののくこと、怖じること）をも含む、広い概念です。

これは、現行の消費者契約法における「困惑」に関する解説を踏襲したものです。本法は寄附が消費者契約であるか否かに関わらず同様に規制するという観点から、本法と消費者契約法の取消権の規定とは同等のものとなっています。したがって、本法における「困惑」の解説も消費者契約法と同様のものとするのが適当と考えられます。

Q11 いわゆるマインドコントロールの下で寄附の時点では不安を感じていない場合には取消しをすることはできますか。

設問の場合において、自分が困惑しているかどうか判断できない状

態で寄附を行ったとしても、その状態から脱した後本人が主張・立証して取消権を行使することが可能な場合はあると考えられます。

同様に、寄附をした当時は自分が困惑しているか判断できない状態で外形的には義務感や使命感で寄附を行っているように見える場合でも、後から冷静になって考えると不安を抱いていることに乗じて勧誘され困惑して行った寄附と気付いたのであれば、そのような主張・立証を行って取消権を行使することは可能であると考えられます。

Q12 困惑した状態で寄附の返金の請求をしないという寄附の返金に関する合意書（いわゆる念書）を書かせた場合にはその念書は有効ですか。

困惑した状態でサインをした、寄附の一部の返金のみで和解する旨の合意や寄附の返金を求めない旨の念書は、民法上の公序良俗に反するものとして、無効となり得るものと考えられます。

また、個別の事案にもよりますが、法人等が寄附の勧誘をするに際し、「返金逃れ」を目的に個人に対して念書を作成させ、又はビデオ撮影をしていること自体が法人等の勧誘の違法性を基礎付ける要素となるとともに、民法上の不法行為に基づく損害賠償請求が認められやすくなる可能性があると考えられます。

Q13 「必要不可欠」とはどういう意味ですか。なぜ「必要」とせずに、「不可欠」まで求めるのですか。

必ずしも「必要不可欠」という言葉をそのまま告げる必要はなく、勧誘行為全体としてそれと同等程度の必要性及び切迫性が示されている場合には適用が可能です。なお、多額の寄附に至るような悪質な勧誘事例の多くはそのような必要性及び切迫性を有しているものと考えられます。

単に「必要」とすると、厄払いを始めとする一般的に許容されている宗教活動等にまで規制の対象が広がってしまいかねず、規制の範囲が広がり過ぎるおそれがあります。また、「不可欠」については、唯一の選択肢しか示さない場合のみということではなく、例えば「重要な不利益を回避するためには、100万円の贈与をするか、同額の債務免除をする」という選択肢を示して勧誘する場合にも必要不可欠である旨を告げたという要件に該当する可能性があると考えられます。

【借入れ等による資金調達の要求の禁止】

Q14 借入れ等による資金調達の要求の禁止の趣旨はどのようなものですか。

本法では、借入れをして寄附するよう要求する行為や、居住用不動産や個人等の生活の維持に欠くことができない事業用資産について、あえて処分による換金という手間をかけさせて寄附するよう要求する行為を禁止しています。これは、寄附がもっぱら寄附を行う個人の側のみに負担を生じさせるという片務性を有するものであることも踏まえ、当該個人にとって過大な負担を及ぼす寄附の要求を禁止するものです。他方、居住用不動産や事業用資産そのものを寄附するよう要求する行為は禁止していません。これは、こうした資産をあえて換金までして寄附を求める行為はより悪質性が高いと考えられることを踏まえたものです。寄附の勧誘の際にこうした資産の売却の求めがなく、自発的に売却し、寄附が行われた場合には、当該寄附の勧誘を行った者が本法第5条に抵触することはありません。

また、家族も居住している不動産を寄附する場合には、個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持を困難にすることがないようにする配慮義務の不遵守に該当する可能性があると考えられます。

【違反に対する措置等】

Q15 禁止行為に係る報告、勧告等の規定については、具体的にどのように運用されるのですか。

禁止行為に係る報告徴収、勧告・命令に関しては、本法が、多くの法人等に影響が及び、かつ、寄附の性質が無償で財産に関する権利を移転させる行為等が中心であることを踏まえ、その要件は一定の厳格性を要するものとしています。

具体的には、報告徴収の要件である「特別に必要があるとき」については、例えば、禁止行為が不特定又は多数の者に対して組織的に行われており社会的な影響が大きいと考えられ、被勧誘者の保護を図る必要性が特に強い場合が想定されます。また、勧告・命令については、組織性・悪質性に加え、不特定・多数の者に対して禁止行為が継続する蓋然性が高く、広範囲にわたる被害の拡大防止を図る必要性が特に強い場合が想定されます。

なお、本法では、社会において寄附が果たす役割の重要性の留意と学問の自由、信教の自由、政治活動の自由への十分な配慮が必要である旨

を規定しており、報告徴収、勧告・命令の規定の運用に当たってはこの規定も踏まえて行うこととなります。

本法に基づく行政処分等については、その行使についての基準等を公表しておりますので、御参照ください。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms103_230417_01.pdf)

【債権者代位権】

Q16 債権者代位権の特例の規定の内容はどういうものですか。

本法では、家族らの被害救済に資するため、自らの権利を守るために必要な限度で他者の権利の行使を認める制度である債権者代位権を活用しやすくすることとしています。具体的には、民法上、被保全債権の期限が到来しない間は債権者代位権を行使することができませんが（民法第423条第2項本文）、本法においては、法人等に金銭で寄附をした個人の扶養義務等に係る定期金債権の債権者は、当該定期金債権のうち確定期限が到来していない部分を保全するため、当該個人の有する取消権や取消権の行使によって生じる返還請求権等を代位行使することができるという特則を設けています。

なお、債権者代位権については、他者の権利の行使を例外的に認めるものであることから、債務者（上記の金銭で寄附をした個人）が無資力である場合に限り認められます。

Q17 債権者代位権の特例の規定をどのようにして実効的に行使できるようにするのですか。特に、未成年者の場合はどうですか。

未成年者の権利行使については、親権者による適切な親権の行使が期待できない場合には、親権の停止、未成年後見人の選任、親権者と子との利益が相反するときの特別代理人の選任といった各種手続が必要となります。もっとも、困窮している未成年者が自らこれらの手続を行うことは実際には困難な場合もあり得ることに加え、債権者代位権を行使しようとする場合には、特に法的な支援を含む支援が重要になると考えられます。

未成年者を含む親族等の被害救済に資するためには、法律上の仕組みを設けることにとどまらず、個別の事案について、支障となる様々な

事情があることも踏まえて債権者代位権の適切な行使により被害回復を図ることができるようにするための支援が重要になります。このため、日本司法支援センター（法テラス）と関係機関・団体等が連携した相談体制の整備等を図ってまいります。

【その他】

Q18 本法は、いつから施行されていますか。

本法は、公布の日（令和4年12月16日）から起算して20日を経過した日（令和5年1月5日）から一部の規定を除き、施行されました。禁止行為の一部や行政措置、罰則に関する規定（※1）については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和5年4月1日）に、禁止行為及び取消権の一部の規定（※2）については、「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第59号）」による消費者契約法の改正の施行の日（令和5年6月1日）に施行され、同日をもって全ての規定が施行されました。

（※1）：借入れ等による資金調達のための要求の禁止や違反に対する措置等の規定（第5～7条、第16～18条）

（※2）：寄附の勧誘に関する禁止行為のうち、第4条第3号及び第4号の禁止行為とこれに係る取消権（第8条（第4条第3号及び第4号に係る部分に限る。））

Q19 本法の規定による行政措置の対象となる行為についての違反事実の認定は、その規定の施行の日から行われるのですか。

違反に対する行政措置の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和5年4月1日）から施行されており、本法の規定による行政措置の対象となる行為についての違反事実の認定も同日以降に行われた行為が対象となります。ただし、令和5年6月1日に施行された、禁止行為規定（Q18参照）に基づくものについては、同日（令和5年6月1日）以降に行われた行為が対象となります。

Q20 本法は、寄附に関する記録の交付を義務付けるものですか。

本法は、法人等による寄附の不当な勧誘を規制するものであり、法人等に寄附に関する記録の交付を義務付けるものではありません。寄附

を受けた法人等における会計上の手続については、当該法人等の設立の根拠となる法律の規定等に基づき、適正に行われる必要があります。

なお、一般論としては、寄附を受けた法人等は、当該寄附の内容を証する書面等を適切に交付することが望ましいと考えられます。また、個人が法人等に寄附をした場合には、当該個人は銀行から取引履歴を入手するなどして寄附をした日時及び金額を明らかにすることも可能であると考えられます。

(※) 本解説資料（Q&A形式）については、令和5年6月30日時点のものです。今後、必要に応じ、追加等を行うこととしています。